

役員及び評議員の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人西京極福社会（以下「川勝寺保育園」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは理事及び幹事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。ただし、理事会及び評議員会の出席等に係る交通費として費用弁償する。

(費用)

第4条 役員及等がその職務の為、理事会に出席したときに支払う費用は、2キロ未満は1人1回3,000円、2キロ以上は1人1回4,000円とする。その他の職務の為出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 評議員がその職務の為、評議員会に出席したときに支払う費用は、2キロ未満は1人1回3,000円、2キロ以上は1人1回4,000円とする。その他の職務の為出張したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第5条 本園はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

:附則 この規程は平成29年6月17日(評議員会の議決日から)から施行する。